

競争ルールの検証に関するWG（第25回）

1 日時 令和4年1月18日（火） 15:00～16:00

2 開催形式 Web会議

3 出席者

○構成員

新美主査、相田主査代理、大谷構成員、北構成員、佐藤構成員、関口構成員、
長田構成員、西村（真）構成員

○オブザーバー

小室公正取引委員会事務局経済取引局調整課長

○総務省

二宮総合通信基盤局長、北林電気通信事業部長、林総合通信基盤局総務課長、木村事業政策課長、川野料金サービス課長、片桐消費者行政第一課長、寺本料金サービス課企画官、渋谷消費者行政第一課企画官、永井料金サービス課課長補佐、望月料金サービス課課長補佐、中島料金サービス課課長補佐、相良料金サービス課課長補佐

4 議事

【新美主査】 皆様、こんにちは。本日もお忙しいところお集まりいただきまして、ありがとうございます。定刻となりましたので、ただいまから、競争ルールの検証に関するワーキンググループ（第25回）会合を開催いたします。

本日は、大橋構成員と西村暢史構成員が、御都合のため御欠席という御連絡をいただいております。

なお、本日の会議につきましても、新型コロナウイルスの感染状況を踏まえまして、オンライン会議による開催とさせていただくことを、御了解いただきたいと思います。

それではまず議事に入る前に、事務局から連絡事項等の説明をお願いします。

【望月料金サービス課課長補佐】 事務局でございます。本日もオンライン会議での開催に御協力いただき、誠にありがとうございます。これまでの会合と同様、御発言を希望される際には、チャット欄にその旨を書き込んでいただくようお願いいたします。それを見て、主査から発言者を御指名いただく方式で進めさせていただきます。

またチャット欄は、構成員の皆様、総務省出席者、オブザーバーからは御覧いただけますが、傍聴者からは見えません。御発言に当たっては、皆様が発言者を把握できるよう、

お名前を冒頭に言及いただけますようお願いいたします。

また、発言時以外は、マイクをミュートにさせていただきますようお願いいたします。

音声がつながらなくなった場合などにも、チャット機能を御活用いただければと思います。

以上でございます。

【新美主査】 どうもありがとうございました。

それでは早速、議事に入りたいと思います。本日は、議題が4点ございまして、第1が「最近のモバイル市場の動向について」、第2が「既往契約の早期解消に向けた制度整備の状況について」、第3が「卸協議の適正性の確保に係る制度整備に向けた検討について」、第4が「MNO3社による『キャリアメール持ち運び』サービスの開始について」でございます。それでは、それぞれ事務局から御説明いただき、意見交換を行うという形で、会議を進めてまいりたいと思います。

まず、議題1でございます。「最近のモバイル市場の動向」について、事務局から御説明をお願いいたします。

【川野料金サービス課長】 冒頭、一言申し上げたいと思います。料金サービス課長の川野でございます。平素より、競争検証WGの先生方には、お世話になっております。昨年「競争ルールの検証に関する報告書2021」を取りまとめいただきまして、その後、いろいろとそこで御提言いただいた取組が進んでいるということで、本日の4件は、そちらの報告事項が中心となります。それぞれ、各担当から御説明をさせていただきます。

【望月料金サービス課課長補佐】 では、資料1に基づきまして、「最近のモバイル市場の動向」について説明させていただければと思います。おめくりいただきまして、まずは通信市場の動向ということで、契約数の動向について、前回のワーキンググループ、もしくは、報告書2021以降の状況を、説明させていただきます。

右肩、2ページ目でございますが、これは、昨年12月24日に、金子総務大臣の会見で御発表、さらに、我々も報道発表させていただいた内容と同じものになります。主に2021年2月以降、携帯電話各社が、従来に比べて低廉な新しい料金プラン、具体的にどのような料金プランかというのは、次のページを参照いただければと思いますが、新しい料金プランの提供を開始していて、競争が活発化しております。主要な携帯電話事業者各社が提供を開始した、これらの新料金プランの契約者の合計が、昨年5月末から、月200万超のペースで増え続けておりまして、11月末時点では、約2,930万になっている

ます。これは携帯電話契約数、通信モジュールを除いたものになりますが、この2割に相当しているということで、順調に新料金プランへの移行が進んでいる、と考えているところでございます。

おめくりいただきました3ページ目は、今、御説明申し上げた、新料金プランの集計の対象ということで、MNOのみならず、MVNOの皆様も、主に昨年2月以降、新たな料金プランの提供を開始していらっしゃいます。こういった方々のプランも、集計の対象にさせていただいているというところでございます。

おめくりいただきまして、右肩4ページ目。こちらは契約数の動向ということで、前回のワーキンググループでも、昨年6月末時点の報告をさせていただきましたが、その3か月後、9月末時点の状況でございます。昨年9月末時点の携帯電話の契約者の総数、こちらは通信モジュール等も含んだものになりますが、これは約1億9,785万ということで、6月末と比べて0.9%、約1%の増、対前年同期と比べて4.6%、約5%の増ということで、引き続き全体の数というのは、増加しているという状況でございます。

こちらの内訳をお示ししたものが、下のグラフになります。まず左側は、世代別等の内訳ということで、3G、これは紫色の折れ線グラフ、LTE、緑色の折れ線グラフ、こちらは減少が進展する一方、5G、これは下からくっ上がっている赤いグラフになりますが、こちらは引き続き増加ということで、今期は、5Gが3Gを上回っており、3G、LTEから5Gへの移行が進みつつあると、このように考えております。

右側は、MVNOのシェアになります。全体のMVNOのシェアは、頭打ちとなっているような状況にございまして、この中で、通信モジュールを除いたSIMカード型、これは右のグラフの下のオレンジ色のグラフになりますが、こちらについては、シェアが継続的に微減しているという状況にございます。こちらは割合でございますので、契約数の実数については、後ほど御説明を差し上げます。

おめくりいただきまして、右肩5ページ目、こちらは利用者の動向ということで、通信モジュール等を除いた契約数の御報告になります。下に3本の帯グラフがございまして、上の2本は、前回のワーキンググループで御報告させていただいたものでございまして、こちらに、一番下の9月末時点のものを追加してございます。2021年9月末時点の携帯電話契約数、通信モジュール等を除いたものは、約1億4,670万でございまして、これは6月末時点と比べて、ほぼ同数です。下の帯グラフの幅自体は変わっておりません。一方その中で、MNO3社の廉価プラン等、これは下のグラフの右側の緑色の部分になり

ます、また、楽天プラスMVNOの契約数、これは赤い部分と黄色い部分です、これらの契約数は伸びております。全体の幅が変わらない中で、緑、赤と黄色の幅が伸びておりますので、一番左側の青い部分、MNO 3社の廉価プラン等を除いた部分、こちらが、減っているというような全体の状況となっております。

この中で、この緑色と黄色の部分拡大したものが、おめくりいただいた6ページ目になってございます。御覧いただくと、左側の黄色い部分が、MVNOの契約数になるのですが、こちらは3月から6月、6月から9月と、全体では20万ずつ減少している状況にございます。ただ、さらに内訳を見ますと、この薄い黄色の部分が、新規受付を停止している主なMVNO、具体的には、楽天モバイルMVNOとLINEモバイルになりますが、こちらの減少が要因になってございまして、これを除いた一番左の濃い黄色の部分というのは、3月から6月にかけて、及び、6月から9月にかけても、増加しているという状況にございます。ただし、3月末から6月末にかけての増加数と、6月末から9月末にかけての増加数を比べますと、後者のほうが少ないという状況になっております。

ここまでが、前回の報告書2021以降の契約数の状況ということで、御報告申し上げます。

続いて7ページ以降は、中古端末市場の動向について、同様に報告書2021以降の状況を報告させていただければと思います。

おめくりいただいた8ページ目、下の左側のグラフは、RMJ様から、昨年の議論の中で御報告をいただいたグラフとなっております。RMJ会員のスマートフォン販売台数、これは2018年から2019年、2020年と増加を続けているという報告をいただいているところです。報告書公表以降、昨年9月14日に、民間調査会社、株式会社MM総研様が、中古スマートフォン販売台数の推移と予測を発表していらっしゃいまして、これは下の右のグラフになりますが、やはり2018年から2020年にかけては、売上げが増加していると。その後も2025年度にかけて、売上げが増えていくという予測をされているところでございます。

おめくりいただきました9ページ目、10ページ目は、報告書2021以降の中古スマートフォンに関する報道でございまして、一番上は、産経新聞。これは先週になりますが、今、私が御紹介差し上げたMM総研様の報道発表を引きまして、令和2年度の販売台数は過去最高であったと、令和3年度は、これを10.3%上回って、初の200万台突破が予想されるという紹介をしていらっしゃいます。その背景といたしましては、価格の安さ

ですとか、品質の良い中古品が多くなった、という分析をしていらっしゃいます。加えて、SIMロックの原則禁止、これが、中古スマートフォン市場の拡大を後押しするといった分析をしていらっしゃるところでございます。

9ページの下段は、やはり先週ですが、フジテレビの「めざましテレビ」で、中古スマホが拡大していることを取り上げております。2つの理由として、やはりSIMロックの禁止や、機種が1割以上安い、ということ挙げていらっしゃいます。

おめくりいただきました10ページ目は、少し古いのですが、昨年9月、11月に、やはり同様に中古スマートフォン市場は好調という報道がございましたので、こちらを紹介させていただいているものでございます。

おめくりいただいた11ページ目は、そのような報道がある中、実際に中古スマートフォンを取り扱っていらっしゃる事業者の方々に、昨年10月の中・下旬時点で、最近の状況等々についてお話を伺ってございます。対象事業者は、携帯市場、ソフマップ、日本テレホン、Belong（にこスマ）、ブックオフ様でございます。この5社によりますと、5社のうち2社は「最近の状況として売上げ台数は伸びている」「利益については最高です」もしくは、「売上げも数倍になっています」といったようなお話をしていただきました。2社様は「前期並み」もしくは「例年並み」であると。1社様は「コロナの影響で一度売上が落ちて、いまだにコロナ前までは戻っていない」という状況を、現状としてお話していただきました。

ただいずれの方々も、いろいろな理由はございますが、今後中古スマートフォンの取扱いというのは伸びていくだろうという見通しを持っていらっしゃいました。

また、課題ということで、まだ中古スマートフォンを知らない、一般にそんなに浸透していない、ですとか、SIMロックといった専門的な用語が難しい。あとは、中古端末を購入後に故障した場合に補償があるのか分からない、こういった不安を解消しなければならない、そういった御意見ですとか、もしくは、使い終わった端末が死蔵されてしまっている、これを掘り起こしていくべきだといったような御意見を伺わせていただきました。

おめくりいただきまして12ページ目は、昨年の報告書2021にも若干触れさせていただきました、米国の競争促進に関する大統領令ということで、これも報告書案の議論後の7月21日に、FTCにおいて、修理の制限の問題に全力で取り組んでいく、という内容の政策声明を全会一致で採択した、ということがございましたので、こちらを紹介させ

ていただきます。

おめくりいただきまして、13ページ目は、iPhoneの純正部品による修理の話でございまして、こちら左の真ん中の四角、昨年3月にアップル社が独立系修理業者においても純正部品による修理を可能とする取組を、日本を含む世界に拡大すると発表した、というところまで報告書に御記載いただいたところでございますが、その後、昨年末までに、日本でも既に複数社が審査を通過しておりました。総務省のヒアリングに応じた者等のうち、数社の方々は、既にIRPとして純正部品による修理の提供を開始しているということを、自社のホームページで明らかにしている状況でございます。御報告です。

さらにもう一つのトピックといたしましては、昨年11月にアップル社が、今度は、利用者が自ら純正部品による修理を可能とする取組、これを本年以降、米国で開始予定と発表していらっしゃいます。こういったことについて、また新しい情報がございましたら、構成員の皆様にも御報告させていただければと考えております。

また、資料にするには間に合わなかったのですがもう一つ追加で、先週、この中古端末の関連でソフトバンク様が、「SoftBank Certified」という名称で、中古端末の取扱いを開始されるという報道発表をしていらっしゃいますので、こちらについても状況のほうを確認させていただければと思っております。

資料1につきましての説明は、以上でございます。

【新美主査】 どうも御説明ありがとうございました。それでは、ただいまの御説明について、御質問のある方は御発言をお願いします。チャット欄にて、合図をいただければと思います。よろしくをお願いします。いかがでしょうか。それでは、相田さん、どうぞ御発言をお願いします。

【相田主査代理】 相田でございます。資料の後半のほう、中古品が非常に出回ってきているということ、あとは純正の修理部品が手に入りやすくなっているという、大変好ましいことと思って聞いていたんですけど、ちょっと気になったのが、給湯器が手に入らないとか、そういう半導体部品が、なかなか今は品薄だという話を聞いているんですけど、新品のスマートフォンが、何かそれで入荷しにくくなっているということはないのか、御存じだったらちょっと教えていただきたいんですけども。

【新美主査】 ありがとうございます。この点について、事務局のほうで何か把握していますでしょうか。

【望月料金サービス課課長補佐】 私が、中古事業者の方々も含めて伺っている限りで

は、直接は、まだ端末が入りづらくなってきたといったことは伺ってはいないのですが、またこの点についても、キャリアの方も含めてちょっとお話を伺ってみられればと考えております。すみません。今の時点では、直接伺っておりません。

【新美主査】 ありがとうございます。相田先生、今のような状況だそうですので、また情報が入ったら伝えてもらうようにしたいと思います。

【相田主査代理】 パソコンなんかだと、廉価版は十分にあるんですけども、ハイエンド版が、非常に手に入りにくくなっていて、今から注文しても、納品は3月になりますということ、暮れの時点で言われたんですけども、やはり、スマホは、一番半導体を優先的に回されていて、あんまり影響がないということなんじゃないかな。どうもありがとうございました。

【新美主査】 ありがとうございます。それでは続きまして、北さん、御発言をお願いします。

【北構成員】 野村総研の北です。私も中古端末市場について、3点、コメントいたします。

1点目は、11ページにありますように、中古スマホ取扱い業者さんにヒアリングしていただき、中古スマホ流通促進に向けた課題が書かれていますが、御参考までに、そのほかに、ここに書かれていない、私が直接取扱い事業者さんに聞いた課題をお伝えいたします。まず、MNOによる、返却を前提とした端末購入サポートプログラムの利用者が増えている。つまり、使い終わったらMNOに返却しなければならないので、MNOに端末が吸い込まれると、一般市場に出てこないという課題ですね。

それから、MNOによるiPhone等のたたき売りです。新品が実質1円で買えるのなら、中古を誰が買うんですかという話。これは従前からの課題ですが。

さらに、ネットワーク利用制限、IMEIロックです。SIMロックは原則禁止になったわけですが、果たしてネットワーク利用制限はこれからもずっと必要なのかという課題が挙げられていました。

それから、ちょっとほかの話。11ページに中古品が汚れているというイメージの問題が書かれていまして、これは本当に大きいと思っています。中古といっても、当然、前の利用者のデータとか、外装は、きれいにクリーニングされていますし、先ほど御紹介がありましたように、ソフトバンクさんが、UQモバイルさんに続いて、CPO端末のオンライン販売を始めるということですので、こういった動きで、中古端末に関するイメージが

良くなることを期待しています。これが1点目です。

2点目、修理する権利について、大統領令の御紹介をいただきましたが、EUでも、既に消費者の修理する権利を認める規則をまとめた案が、一昨年に採択されていますので、ぜひ日本でも、修理する権利について検討を行っていただきたいと思います。スマホだけではなく、家電とかも含まれますので、総務省マターというよりも、経産省マターなのかもしれません。

それから最後、3点目。13ページのアップル社のIRPについてなんですけど、私も各方面に確認しまして、私が把握している範囲では、現時点で4社審査を通過したようです。ただ、その4社とも大手事業者ではないんですね。私が初めて聞くような業者でありまして、アップルは本当にやる気があるのか、ポーズだけなのか、今後の審査状況を注視したいと思っています。

それから、セルフサービスリペアーについて、まだアメリカでも具体的にアナウンスされていないようなのですが、日本では、そもそも個人が端末を修理したら、技適に抵触する可能性があるもので、現行法では無理だと思うんですね。修理できる権利とも関係するのですが、海外では、スマホは自分で修理できて、日本だけができないという事態になりかねないと思います。本件につきましては、本日、電波部の方は出席されていないようなので、また別途、御見解をいただければと思います。

以上でございます。

【新美主査】 どうも、コメントありがとうございました。最後の点、修理をする権利というのは、確かに北さんがおっしゃるように、技適の関係でどうするのかということは、我が国固有の問題としては、注意しておかなければいけないし、今後、議論を深める必要があろうかと思います。どうもありがとうございました。

ほかにコメント、御発言を御希望の方はいらっしゃいますでしょうか。このワーキンググループは、モバイル市場における競争環境の検証・分析というのが、1つの主要なミッションとなっております。したがって、引き続き関心を持って、市場の動向を見守っていきたいと思います。特に競争の軸になると思われるMVNOが苦戦しているという点については、今後、競争上の問題が生じていないかどうか、よく注視していく必要があろうかと思います。御報告ありがとうございました。また、コメントをいただいたことについて、非常に有用な情報をありがとうございます。

それでは続きまして、議題2、既往計画の早期解消に向けた制度整備の状況について、

これも事務局から、まずは御説明いただきたいと思います。よろしく申し上げます。

【相良料金サービス課課長補佐】 事務局でございます。続きまして、資料2に基づき、電気事業通信法第27条の3不適合契約、いわゆる既往契約の早期解消に向けた制度整備の状況について、御説明させていただきます。

1ページおめくりいただければと思います。右肩1番のページでございます。こちら、前回のワーキンググループでもお示した資料を、時点更新して引用したものでございます。振り返りでございますけれども、前回のワーキンググループにおきましては、このタイトルのとおり、既往契約の早期解消に向けた取組の方針について、御説明をさせていただきました。具体的には、上枠にありますとおり、まず報告書2021におきまして、既往契約の解消に関しては、その種類に応じて、解消の進捗状況や、囲い込み効果の程度、利用者への影響にも配慮しつつ、早期解消に向けたスケジュールを定めた上で、総務省において事業者に対し、既往契約をできる限り早期に解消するための取組を求めることが適当である、こういった提言をいただいたところでございます。

それを踏まえまして、まさにそれをなぞる形で、こうした表も交えまして、どのような種類があって、どのように解消が進んでいて、囲い込みの効果はどのようなものがあるかって、利用者にとってどのような影響があるかって、それを踏まえて解消時期をどう考え、どう取組を進めるか、こういったところの方針を説明させていただいたところでございます。

今回の御説明の主題となりますのは、その下半分、赤い破線で囲ってございますけれども、不適合拘束条件、いわゆる違約金9,500円ですとか、そういったものが残った既往契約に関するものでございます。これにつきましては、左側、黄色マーカーを付しておりますけれども、特例として、同一条件であれば更新を認める、こういったものを置いておりますけれども、これは当分の間という形で認めておりますので、何ら手を加えなければ今後も残り続けてしまう可能性があるという点、1つ課題として御説明をさせていただきました。

また、潜脱を防止する観点から、一部の変更、例えば違約金だけを適応させる、撤廃するといった変更も認めていない、そういったところも踏まえまして、これまでの解消状況と、利用者への影響に鑑み、令和5年末というところを、最終的な解消を図る政策的な目標として、掲げさせていただきました。

それを踏まえまして、この赤枠内の右上、黄色のマーカーを付しておりますけれども、総務省としましては、令和5年末という目標を踏まえ、制度的な対応として、冒頭申し上げ

げた更新を認めている特例につきまして、令和5年末をもって特例を廃止することを考えているということ、それから、その下の②でございますけれども、現状、潜脱防止のため原則認めていない変更につきまして、不適合拘束条件、囲い込みの要件を個別に適合させる変更に限って、新たに認める制度的措置を考えているということ、御説明させていただいたところでございます。

では、次のページにお進みいただければと思います。右肩2番でございますけれども、今申し上げた方針を踏まえた電気通信事業法施行規則等の一部を改正する省令案について、その後、審議会にお諮りをして、先日答申をいただいたところでございます。具体的には、先ほどから特例と申し上げておりますものは、電気通信事業法施行規則の令和元年9月附則の中で置いているものでございますが、そちらにつきまして、この資料の左半分が改正後の具体の条文でございますけれども、色がついている部分が、先ほど申し上げた方針を反映した部分となっております。

具体的には、色つきの部分が上から3つございますけれども、まず上の部分は、施行日の前日において締結されている契約に関する特例につきまして、書き込みを行ったものでございます。意味するところは、右側を御覧いただければと思います。

赤い部分が、不適合拘束条件を個別に適合させる。例えば、違約金のみ撤廃する、適合させる、こういった変更を新たに認めるものでございます。

またその下、青い濃い部分でございますけれども、前回の御説明におきまして、一部のパターンは潜脱防止の観点から認めないといった説明をしたところでございますけれども、この青い濃い部分が、不適合拘束条件を個別に適合させる変更であっても、他の不適合拘束条件を残したまま、更新の機会をなくす、更新の要件を撤廃するような変更は認めない、とするものでございます。

これにつきましては、今後、不適合拘束条件が残るものは令和5年末までに解消を図った上で、更新の特例を廃止し、令和6年以降に更新を迎える方から適合契約に移行いただく、そういった想定をしておりますけれども、今申し上げたような、他の不適合拘束条件を残したまま更新の機会を撤廃するといった変更ができてしまうと、この特例を廃止した以降に、更新という不適合拘束条件を是正する機会が訪れなくなる、そうした状態を後から作り出せることとなりますので、これを防止するために規定するものでございます。

その下、水色部分でございますけれども、今申し上げたような変更の他にも不適切な、潜脱となり得るようなものがあれば、ガイドラインで特定して防止をする、こういったこ

とを行うために、その基となる規定を置くものでございます。

その下、同じような赤、青の塊がもう1個ありますけれども、こちらは3Gのみの契約に関して個別に置いている特例につきましても同様に、今申し上げた3点の規定整備を行う内容となっております。

それから最後、一番下の緑色の部分でございます。こちらにつきましては、最初に申し上げた施行日の前日からの契約について、特例として更新を認めている規定を、令和6年1月1日までに、要するに令和5年末をもって廃止する方針を書き込んだものでございます。このような形で、前回も御説明差し上げた方針を、適切に反映するための省令改正を行うものでございます。

1ページおめくりいただければと思います。右肩3ページでございます。今申し上げた制度整備や今後の予定も含めて、既往契約の早期解消に関する動き、取組のスケジュールをお示ししております。

上からでございますけれども、まず昨年11月9日に、本ワーキンググループで解消方針について御説明をさせていただき、その後審議会に、方針を反映する制度整備のための改正省令案を諮問いたしました。意見募集を実施しまして、先週1月14日に改正省令案について答申を頂いたところでございます。

そして本日18日、制度整備の状況をお伝えしているところでございますが、その下、「電気通信事業法27条の3等の運用に関するガイドライン」改正案に関する意見募集の実施と書いてございます。これが、申し上げた制度改正を踏まえた改正等を行うものでございまして、本日から意見募集を開始しております。後ほど概要について、御説明をいたします。

その下、2月に差しかかってまいりますと、申し上げた制度改正、改正省令が公布・施行となるよう、手続を進めていきたいと思っております。

また、事業者の動きも記載してございます。2月1日には、ソフトバンクが全ての契約の違約金を撤廃する予定であるということをご昨年リリースしておりますので、そのとおりであれば、このときに撤廃がされる予定となっております。

また3月には、先ほど申し上げたガイドラインの改正を成立させるべく進めていくということと、3月末頃という形で、ソフトバンクが旧端末購入プログラムの回線契約継続条件、これは既往契約の中の不適合利益提供等に当たるものでございますけれども、これを撤廃することを発表しておりますので、その旨を記載しているものでございます。

一番下でございますが、KDD Iにおいても、昨年末、全ての契約の違約金と、旧端末購入プログラムの回線契約継続条件を、本年3月31日をもって撤廃するとリリースしておりますので、4月1日にはこれが無くなる予定と記載をしているものでございます。

1ページおめくりいただければと思います。右肩4番でございますが、最後に、申し上げていたガイドラインの改正について、御説明させていただければと思います。上枠にありますとおり、冒頭申し上げた既往契約の早期解消に向けた省令改正や、報告書2021でいただいた提言、この間にあった不適正事案を踏まえ、改正を行うものでございます。本日から意見募集を実施しております。

具体的には、枠外①番からでございますけれども、まず、基本契約の早期解消に向けた省令改正事項の解釈等を、適切に追記するというものでございます。1ポツ目がその説明でございます。

2ポツ目に「また」として、潜脱防止のため、受付を終了した役務の契約を変更して、受け付け中の役務の契約よりも有利とすること、これを是正対象になり得ると明確化したと書いてございますけれども、これも前回、こういったものは潜脱防止のために認めないご説明したものの1つでございます。具体的に想定しているのは、既往契約に、例えば過度な継続割引で今の上限を超えるようなものがついていて、現状では認められない条件であるので形式的には解消しつつ、その後に、その既往契約に限って月額料金を同額分値下げする、といった契約変更があり得るかと思っております。

こうした場合に、例えば現行の適合プランで同じデータ通信容量であるなど、同じ条件のプランと同額の水準まで引下げを行うことが妨げられるものではありませんけれども、現行のプランよりも安い料金設定にすることが可能になりますと、継続割引を形式的には解消しつつ、実質的には存続をさせて、囲い込み効果を引き続き持たせるといったこととなりますので、こういった変更を行う場合には是正対象となり得る旨を明確化するものでございます。

その下、3ポツ目につきましては、既往契約の更新に関する特例を廃止する方針を、ガイドラインにも記載するというものでございます。

②番でございます。ガイドラインの解釈に関する共有手続の策定とございますけれども、これは報告書2021でいただいた提言を踏まえたものでございます。具体的には、その下に抜粋して示しておりますが、報告書において、事業者がルールについて共通の認識を持つことができるよう、総務省において、必要に応じて個別の解釈を事業者にも周知する等

の対応を行うなどの工夫が必要ではないか、との提言をいただいたところでございます。

これを踏まえまして、ガイドラインの解釈に関して、日々、事業者から個別に質問が寄せられ、それに対する回答の中で示した解釈につきまして、その個別の事業者だけではなく、内容を一般化した上で、総務省から規制の適応を受ける全指定事業者に対して、メール等で共有するといったことを考えておりまして、その手続を策定したものでございます。これにより、都度のガイドライン改正を待たずに、総務省から全指定事業者に対して認識の共有を図り、ルールの遵守徹底に努める、そのための手続となっております。

③番でございます。新規契約を条件とする利益提供における、追加的な条件の考え方の整理でございます。こちらはまず事業法27条の3本体におきまして、端末購入を条件とする通信料金割引は一律禁止としております。それとの並びもあり、ガイドラインにおきまして、端末購入に際さない新規契約を条件とする通信料金割引についても是正対象となり得る、そういったことを規定しているものでございます。

これにつきましては、新規契約と併せて、プラン変更も対象にするのであれば、このルールの対象外としてございますけれども、この場合において、新規契約者とプラン変更者の両方を対象としつつ、プラン変更で利益を受けようとする者に対してのみ、例えば、あるプランに入ることに加え、もう一つ別の条件を満たすことを求める、追加的な条件を付すということができてしまいますと、実質的にプラン変更者の方を大幅に制限して、新規契約者だけ何も制限を課さずに受け入れる、そういったことが可能となり、実質的に純粋な新規契約条件の施策と変わりなくすることができる、ということがあり得ますので、プラン変更にのみ追加的な条件を付す場合も是正対象になり得るということを規定しているところでございます。

2ポツ目でございますけれども、この間、こういった考え方に沿わない形での不適正な通信料金の割引、プラン変更の側だけ一部、追加的な条件を課す形で行われたものがあつたこと、これは昨年11月に行政指導も実施しているところでございます。また、この部分は各社のキャンペーン施策の条件設定に関わるものでございますので、日々やり取りがあるところでございますけれども、それも踏まえまして、この追加的な条件の考え方を明確化、具体例を修正し、より規律が守られるよう、改正を行うものでございます。

④番は、この他にも、日々の事業者とのやり取りの中で寄せられる要望・相談を踏まえ、解釈の追記、表現の適正化等を行い、ルールの周知徹底を図るということでございます。

こういった形で、既往契約に関する制度整備を進めますとともに、他の規律についても、

しっかり遵守されるよう環境を整備する、そういった取組をしていくところでございます。

事務局からの説明は、以上になります。

【新美主査】 御説明ありがとうございました。それでは、ただいまの御説明について、御質問のある方は御発言をお願いします。チャット欄にて、御合図いただけたらと思います。どうぞ御発言、お願いいたします。特にございませんか。

私から若干コメントをいたしますと、既往契約の早期解消に向けて、かなりきめ細かい制度整備を進めていただいていると思います。その説明は、ここまで丁寧になさるのかと思いつつ、伺っておりました。関係事業者の皆様におかれましても、この制度整備に先駆けて、自ら、自発的に取り組んでいらっしゃるということも分かりました。そういう意味では、制度整備に合わせて、事業者の皆様の自助努力と申しますか、自発的な御努力によって、既往契約の廃止の、消費者にとって、ユーザーにとって、必ずしも適切でない条項が、早期に解消されるということを期待しておるところでございます。

こうした取組は、ある意味で事業者と行政との、理想的という用語弊があるかもしれませんが、望ましい協力関係ができているように思いますので、今後とも総務省におかれましては、事業者の皆様と協力しながら、こういった制度を、既往契約の早期解消に向けて、御尽力いただくことを期待していきたくと思います。

あと、ほかに御発言を御希望の方はいらっしゃいませんか。よろしいでしょうか。それでは、この問題については、さらなる早期の解消に向けての御努力を期待するということで。

次に議題3、卸協議の適正性の確保に係る制度整備に向けた検討について、事務局から、御説明をよろしくお願いいたします。

【中島料金サービス課課長補佐】 事務局でございます。資料3を御覧ください。卸協議の適正性の確保に係る制度整備に向けた検討について、報告をさせていただきます。

表紙をめくりまして、右肩1ページを御覧ください。卸料金の適正性の確保に向けた最近の取組ということで、振り返りでございます。この卸電気通信役務につきましては、相対契約を基本としているところではございますけれども、固定・移動とも、卸料金が長年にわたり高止まりがあったという指摘があったところでございます。特にモバイル音声卸につきましては、その間、値下げが行われなかったということがあったところでございました。

そうしたところで、令和2年6月には、日本通信、NTTドコモの間のモバイル音声卸

の卸料金につきまして、総務大臣裁定が行われました。こういったところを受けまして、令和2年9月には、総務省において「指定設備卸役務の卸料金の検証の運用に関するガイドライン」を策定いたしまして、NTT東日本、西日本の光サービス卸、NTTドコモ、KDDI、ソフトバンクのモバイル音声卸について、検証を行ったところでございます。

1ページおめくりください。右肩2ページでございます。この卸協議の適正性の確保に関する制度整備に関しましては、この秋口、各種御提言をいただいているところでございました。

まず1つ目が、「接続料の算定等に関する研究会第5次報告書」でございますけれども、こちらのほうでは、事業者間協議が有効に機能し、料金その他の提供条件の適正化が自律的に進むような制度整備の検討を行うことが適当。具体的には、卸料金その他の提供条件等についての、卸先事業者への事前の情報開示を義務付けるなど、電気通信事業法の改正も含めた、ルール整備の検討を行うことが適当との御提言をいただいております。

また、本ワーキンググループ報告書2021におきましても、情報の非対称性に関する問題をはじめとして、MNOとMVNOの間の協議が有効に機能してきたのか、MNO各社が卸役務を積極的に提供するインセンティブはどう与えるべきか等、これまで卸料金の引下げが進まなかった要因分析を含めて、別途専門的に検討を進め、速やかに所要の制度整備を図ることが必要との御提言をいただいているところでございます。この別途専門的に検討というところにつきましては、接続料の算定等に関する研究会で検討を行っております。

その検討経緯につきまして、右肩3ページを御覧ください。昨年10月15日の会合におきまして、この制度整備に関する論点等について、事務局から提示をいたしまして、11月12日の会合におきまして、卸元事業者からのヒアリング、また、12月3日の会合におきまして、卸先事業者の団体からのヒアリングを行い、12月21日の会合におきまして、これらのヒアリング、またそれを踏まえた議論というものを踏まえた上で、さらに卸元事業者、卸先事業者から再度意見を聴取した上で、考え方の案について研究会として、取りまとめたというところでございます。また、この研究会で取りまとめさせていただきました考え方(案)につきましては、現在、パブリックコメントを実施中でございまして、今月28日までが、提出期限となっているところでございます。

1ページおめくりください。右肩4ページでございます。ここからは、接続料の算定等に関する研究会において、事務局から提示をいたしました論点、また、今パブコメ中とな

っております、考え方（案）について御説明をさせていただきます。

まず、論点でございます。論点につきましては、大きく3つの論点を提示させていただいたところでございました。

まず1つ目が、卸協議の実態に関する論点についてでございます。こちらは、卸協議がどういったプロセスで流れていくのか、また、それについてどの程度の時間を要するのか。また、卸元事業者から提案する場合と、卸先事業者から提案する場合、このところで何か違いがあるのか、そういったところの論点でございました。

2つ目の論点につきましては、これは接続料の算定等に関する研究会第5次報告書におきまして、情報開示を義務付けるといった御提言もございましたところ、その情報開示について、どのようにやっていくのかという点についての論点でございます。具体的には、情報開示の対象役務について、どのように設定をするのか。また、どのような情報を開示すべきなのか。また、その情報開示のタイミングは、いつにするのかといったようなところでございました。

また、3つ目の論点といたしましては、事業者間協議を有効に機能させるためには、先程の情報開示に加えて、さらに必要となるような義務やルールというものが、考えられるのかどうかといった論点でございました。

この3つの論点に基づきまして、ヒアリング・議論を行いまして、研究会として取りまとめた考え方（案）というものが、右肩の5ページ、6ページに記載のものでございます。まずは、右肩5ページを御覧ください。

1ポツでございます。卸電気通信役務につきましては、相対契約を基本としている中で、例えば、光サービス卸ですとか、モバイル音声卸といった、いわゆる指定設備を用いた卸電気通信役務、一般的に指定卸役務ということで申し上げておりますけれども、そういったものにつきましては、広く一般利用者が利用するサービスの提供のため、多くの電気通信事業者に用いられており、事業者間の競争関係や市場に与える影響が大きくなってきているにもかかわらず、長期にわたって指定卸役務の料金が高止まりしているとの指摘があったところでございます。

2ポツでございます。このため、総務省におきましても、先程のガイドラインというものを整備いたしまして、検証を実施いたしました。その検証の後、光サービス卸、モバイル音声卸とも、料金の低廉化が一定程度進んだところではございますけれども、やはり相対契約を基本とするような現行の制度趣旨を踏まえれば、本来は有識者会合ですとか、総

務省によるチェックや議論を待つことなく、事業者間協議における価格交渉等によって、指定卸役務料金の低廉化等が実現されるような環境が望ましいというところでございます。

3 ポツでございます。そうした環境整備の検討をするために、卸協議の実態についてヒアリングを実施したところでございます。そうしたところ、卸元事業者からすると、基本的に問題が生じていないとする一方で、卸先事業者からは、NDA締結までの段階で不成立になるケースが多い、また、要望・提案の事業連絡のみで終わるケースがある、卸先事業者の提案が具体性を欠くため、協議が不成立になるといったような問題提起がなされたところでございます。

4 ポツでございます。これまで、有識者会合や総務省による指摘を受ける以前の段階、つまり事業者間の協議のみで、指定卸役務の卸料金の引下げというものがなされてこなかったこと、また、先ほどのような、協議を巡る双方の認識の相違があるということを見ると、形式的には相对契約となっているところではございますが、双方が十分に納得した形で協議が行われているというところは認められず、やはり指定卸役務というものを提供する事業者の意向が、強く反映される状況ということでございまして、交渉上の高い優位性というものは認めざるを得ない状況かと思っております。このような現状を踏まえれば、仮に現行制度のまま、引き続き相对協議に委ねるとした場合も、再度、卸料金の高止まりというものが生じる懸念が払拭できないところでございます。

1 ページおめくりください。右肩 6 ページでございます。この通信市場における競争をより有効に機能させるためには、先ほどの指定卸役務を提供する事業者のみならず、その設備を利用した多様な電気通信事業者が創意工夫を発揮することで、市場全体としての競争が促進され、料金の低廉化、サービスの多様化が期待されるところでございますので、引き続き相对協議というものを基本としつつも、現行の卸協議を巡る交渉環境というものは改めて、指定卸役務を提供する事業者の交渉上の優位性ですとか、また、情報の非対称性というものを是正して、協議がより実質的・活発に行われるための環境整備を図ることが、必要であるとしていただいております。

2 ポツでございます。具体的には、その指定卸役務を提供する電気通信事業者に対して、正当な理由のない限り、指定卸役務を提供する義務及びそれを担保するための措置、また同じく、指定卸役務を提供する電気通信事業者に対して、料金の算定方法、その他協議の円滑化に資する一定の事項につきまして、卸先事業者の求めに応じて、その情報を開示する義務及びそれを担保するための措置というものを設けるべく、電気通信事業法の改正を

行うことが、適当としているところでございます。

また、3ポツでございます。その指定卸役務の範囲につきましては、指定卸役務を提供する事業者と卸先事業者の間だけではなくて、指定卸役務を提供する事業者の間の中でも意見が異なっているというところもございましたので、これについて、引き続き検討することが適当としているところでございます。また、開示する情報の範囲も、指定卸役務の範囲と密接に関係しているというところもございますので、併せて、引き続き検討とすることが適当としているところでございます。

また、下から3ポツ目でございますが、固定の分野についてでございますけれども、光サービス卸のコラボ参入後の協議の在り方につきまして、卸先事業者から、実質的に通知になっている、また、NDAの問題もあって、団体協議が成立していないとの御意見があったところでございまして、こちらについても、引き続き検討することが適当としているところでございます。

また、移動でございますが、モバイル音声卸の標準的な卸料金の公表につきまして、全ての二種指定事業者の公表を前提に公表を検討するという御意見が、二種指定事業者の一部の方から出されたというところもございまして、これにつきましては、引き続き検討することが適当としているところでございます。

また、最後のポツでございますけれども、これらは、新たな制度を導入することによって、その後の進展状況というものを引き続き注視しながら、必要に応じて更なる措置についても検討をすることが適当としているところでございます。

事務局からは、以上でございます。

【新美主査】 どうも御説明ありがとうございました。それでは、ただいまの御説明につきまして、御質問等がおありの方は、御発言いただきたいと思います。チャットにて、御合図いただけたらと思います。どうぞよろしく申し上げます。いかがでしょうか。大谷さん、どうぞ御発言をお願いいたします。

【大谷構成員】 発言機会をいただきまして、ありがとうございます。今、御説明いただいた資料について、簡単に感想めいたところですが、コメントさせていただきたいと思います。

資料の1ページを拝見していると、卸料金と接続料の関係性を示したグラフが、非常にはっきりと実態を示しているところでして、これに対しては、特に音声卸に対しては、具体的な政策が功を奏して、卸料金の引下げにつながっているところですが、こう

いった政策の効果を持続させるための仕掛けということで、検討を進めていただいた結果を情報共有いただきまして、ありがとうございます。

この12月にまとめられて、今、パブリックコメントに付されている御提案につきましては、昨年、ちょうど電気通信紛争処理委員会のシンポジウムが開催された際に、関口構成員が基調講演もされたので拝聴したわけですが、参画されている事業者のお声というのも、そのときにお聞きすることができたところです。指定設備の設置事業者と、それから卸先との間の関係の非対称性が、かなり構造的な課題にもなっているということが改めて分かりましたので、今回、提言されている案というものが、恐らくスタートではあると思いますけれども、情報開示の義務、それからそれを担保する措置というものが、円滑に交渉の促進に向けて機能するというのを期待したいと思っております。それが結果的に、卸料金の低廉化とか、それから条件や新しいサービスの開始時期の前倒しといった、目に見える結果につながっていくことが、ぜひとも必要だと思っております。この音声卸のときのように、利用者にとって不利益が懸念されるという事態が恒常化するということだけは、避けたいと思っておりますので、事業者の自律的な努力が実を結ぶ形で、この制度が、うまく開始できればと考えております。

感想のようなコメントで恐縮ですが、以上でございます。

【新美主査】 どうもありがとうございました。ほかに御発言希望の方は、いらっしゃいますでしょうか。いかがでしょうか。

今の太谷さんの御発言を受けてですけれども、議題1で報告がありましたように、MNOを巡る競争環境というのは、非常に厳しくなっているということのようでございます。今、御報告いただいた卸役務の提供条件に関する協議環境を整えるという取組は、MVNOにとっても、非常に重要なものになると思います。また、そういうことは、ひいては、今、太谷さんがおっしゃったように、ユーザーにとっても非常に重大な関心事になってくると思います。この点、接続料研究会におかれまして、電気通信事業法の改正も見据えての議論を進めていただいているということでございますが、我々、本ワーキンググループとしても、モバイル市場における競争環境整備の一環として、ぜひ、積極的に取り組んでいただきたいと思います。

卸の取引が自由であるということは、非常に多様なサービスが期待できるということで、重要であるということは重々承知の上ですけれども、自由であるということが、情報の非対称性等によってゆがめられたら、元も子もありませんので、ぜひそのあたりの、ゆがみ

みたいなものが生じないような、卸の提供条件に関する協議を、慎重に御議論いただきました。関心を持って、接続料研究会の取組を見守っていきたいと思っております。

ほかに、御意見、御質問ございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、最後に議題4、MNO3社による「キャリアメール持ち運び」サービスの開始について、事務局から御説明、よろしく願いいたします。

【中島料金サービス課課長補佐】事務局でございます。資料4を御覧ください。MNO3社による「キャリアメール持ち運び」サービスの開始について、報告をさせていただきます。

表紙をおめくりいただきまして、右肩1ページを御覧ください。こちらは、令和2年10月に総務省で公表いたしましたアクションプランでございまして、こちらは、大きく3つの柱がございました。その中の第3の柱における、事業者間の乗換えの円滑化という中で、赤破線で囲わせていただいておりますが、キャリアメールの持ち運びの実現の検討というところも、記載のあったところでございました。

1ページ、おめくりください。右肩2ページでございます。そういった中で、事業者間の乗換えの円滑化に資する取組について、集中的かつ専門技術的に検討するということを目的といたしまして、本ワーキンググループの下に、スイッチング円滑化タスクフォースを設置して、先ほどの、キャリアメールの持ち運びをはじめ、大きく4つの項目について検討を実施し、今後の方向性について取りまとめたところでございます。

そのキャリアメールに関しましては、左下でございます、赤破線の中でございますけれども、2021年中を目処に、できる限り早期の実現を目指すとなっていたところでございます。

これを受けまして、右肩3ページを御覧ください。キャリアメールの持ち運びにつきましては、MNO3社において、令和3年中に基本的なサービスを実現すべく、開発準備が行われ、この準備が整ったというところでございました。NTTドコモは、12月16日から、KDDI、ソフトバンクは、12月20日から、それぞれサービス提供を開始されているところでございます。各社のサービスの概要につきましては、下の表のとおりとなっております。これによって、キャリアメールの基本的なサービスというものは、有料ではございますけれども利用可能となるものでございます。

また今後、一部の機能を改定する事業者もいらっしゃるというところでございますけれども、こちらにつきましても、本年夏頃までには、改定を行う見込みとなっていると承知

をしているところでございます。

事務局からは、以上でございます。

【新美主査】 御説明ありがとうございます。それでは、ただいまの御説明につきまして、御質問のあるお方は、御発言をお願いします。チャット欄にて、御合図をいただけたらと思います。西村真由美さん、どうぞ御発言をお願いします。

【西村（真）構成員】 全総協の西村です。発言ありがとうございます。乗換えを手軽にするという、いろいろな施策を順調に進めていただいたことは、大変感謝しております。キャリアメールについても、金額については、もう少し安ければいいなというのがありますけれども、歓迎いたします。こういうふうになんかいろいろなものが、乗換えが手軽になった段階で、SIMロックも原則禁止となってきましたので、あと少し残っている懸念としては、SIMロック解除済み端末の問題ですとか、MNOが販売している端末の一部に周波数の偏りがあるという問題も、やはり残っていると思いますので、それについては、追い追い議論していければいいなと思っております。

以上です。

【新美主査】 どうもありがとうございます。このキャリアメールの件については、御評価いただいたということですが、まだまだ残された問題はありますよということですね。これは十分、我々が留意していかなければいけないと思います。

それでは、佐藤さんですね。どうぞよろしくをお願いします。

【佐藤構成員】 佐藤です。ありがとうございます。論点としては最後になりますが、全体的なところにも触れるコメントになります。まず今、西村（真）委員が言われたように、スイッチングコストの問題等については、かなり改善されてきたと思いますが、SIMロックを解除しても他社で使えない場合があるということが問題。これは、利用者にとってのスイッチングコストがまだ残っていることだと思いますので、どう解決できるか分かりませんが、現状把握、どういう企業で、どういう機種が、他社で使えない状況なのか等を含めて、問題点を総務省のほうで整理して、報告いただきたいと思います。

あと、新美主査も何回か触れられたように、MNOとMVNOの公正競争環境整備というのは、やはり非常に大事な政策課題だと認識しています。そういう意味では、年度末に向かってデータ接続料とか、音声卸料金についての数字が決まってくると思いますので、そういったタイミングを踏まえて、こういったデータの整理と報告を、総務省にお願いしたいと思います。

以上です。

【新美主査】 どうもありがとうございます。非常に重要な点、特に後者の点については、今後ともウォッチしなければいけないと思います。コメントありがとうございました。

ほかに、御発言を御希望の方はいらっしゃいますでしょうか。よろしいでしょうか。このキャリアメールの持ち運びについては、事業者の皆さんの御協力で、今のところは順調に進んでいるということですので、本件につきましては、いずれかの時点で、その利用状況等について、事務局のほうから御報告いただけたらと思っております。

また、今日出てきましたが、スイッチングコスト等の解消に向けては、順調に一つ一つ解決されておりますけれども、まだまだ幾つかの問題が残されているということは、構成員の皆様から御指摘されたとおりでございますので、その点も今後、関心を持って皆様の御議論をいただきたいと思っております。本日の議事は、以上ということにさせていただきます。

最後に事務局から連絡事項がありましたら、よろしく申し上げます。

【望月料金サービス課課長補佐】 事務局でございます。本日は、ありがとうございました。次回会合の詳細につきましては、別途、事務局から御連絡差し上げるとともに、総務省ホームページに開催案内を掲載いたします。

事務局からは、以上です。

【新美主査】 ありがとうございました。それでは、本日はこれにて閉会といたしたいと思っております。熱心な御議論をありがとうございました。また、有益な情報も提供いただきましたことを、感謝申し上げます。どうもありがとうございました。それでは失礼いたします。

以上